

【令和8年度】近江八幡市地域おこし協力隊

募集要項

1-1. 概要

近江八幡市は、滋賀県のほぼ中央、琵琶湖の東岸に位置する歴史と自然が調和した美しいまちです。古き良き町並みと豊かな水辺の風景が広がり、訪れる人の心をゆったりと癒してくれます。京都や大阪、名古屋からのアクセスも良く交通の利便性も強みです。

近江八幡市は、織田信長が築いた安土城と豊臣秀次が築いた八幡山城の二つの城下町をもとに発展してきた歴史があります。市の北東部には西の湖が水郷地帯を形成しており、水郷めぐりの屋形船が観光客に人気を博しています。

湖と水郷に育まれた豊かな食文化も魅力の一つです。代表的なのは、日本三大和牛のひとつ「近江牛」。きめ細かな霜降りと上品な甘みが特長で、すき焼きやステーキで味わえば、とろけるような口どけを堪能できます。

また、琵琶湖の恵みである鮒ずしなどの湖魚料理もこの地ならではの。発酵のうまみが凝縮された伝統の味は、長い歴史を今に伝えます。さらに、赤こんにゃくや丁字麩など、城下町・商人の町として栄えた歴史を感じさせる郷土食も豊富です。

その他にも、琵琶湖に浮かぶ有人島「沖島」や琵琶湖の自然景観、近江商人が活躍した城下町、和洋折衷のノスタルジックな佇まいが魅力のヴォーリズ建築など、観光要素は豊富でポテンシャルの高さが評価されている一方で、それらを近江八幡の観光資源として地域内外へ発信し、次の世代へ継承していくことが課題となっています。

今回活動いただく八幡堀周辺は、石畳の道と水辺の風景が調和し、時代劇や映画のロケ地としても知られる風情豊かな場所です。八幡堀は、埋め立ての危機から市民運動によって保存再生されてきた歴史があり、現在も八幡堀を守る会を中心に定期的に清掃活動を行い、美しい状態が保たれています。そういった、先人から現在に至るまで継承してきた人々の暮らしや生き様、まちづくりなど、生活文化や環境に関わるものが、観光客にとっても魅力的なものとして残っています。

最近では酒蔵跡や町家を活用した新しい宿泊施設やお店もできており、若い世代や海外の方の観光も増えてきています。

1-2. 今回募集する地域おこし協力隊に期待する役割

八幡堀保存再生運動から50年にわたり受け継がれてきた市民主体のまちづくりを、次の世代へつなぐコーディネーターとして活躍していただきます。

お願いしたいことは、イベントの企画・運営や情報発信だけではありません。

地域の人々と信頼関係を築き、地域住民、事業者、行政をつなぎながら、地域の魅力や生活文化を未来へ継承する仕組みを地域の皆さんとともに育てていくことです。

1-3. 近江八幡市の観光と八幡堀について

近江八幡市観光振興計画では、新たな観光理念として【「近江八幡ライフスタイルツーリズム」～近江八幡らしい生活文化の継承と共創～】を掲げています。

近江八幡市の観光は、昭和50年前後の八幡堀保存再生運動を契機として発展してきました。八幡堀の保存再生や町並み保全など、市民主体のまちづくり活動が積み重ねられた結果、現在の近江八幡らしい景観や生活文化が形成され、観光資源となっています。

近江八幡の観光は、豊かな環境や生活文化を次世代へ引き継ぐまちづくりが原点となっており、市民生活と観光が結びつき、地域も観光客も喜びを分かち合うことのできる持続可能な観光まちづくりを目指しています。

1-4.募集に至った経緯

八幡堀保存再生運動から 50 年が経過した現在、地域活動の担い手不足や高齢化、活動の固定化などが課題となっています。近江八幡らしい観光まちづくりを持続可能なものとするためには、地域住民、事業者、行政が連携し、市民主体のまちづくりを次世代へ継承していく仕組みづくりが必要となっています。

また、近江八幡の魅力は、歴史的な町並みや景観だけではなく、地域に根付く祭りや日常の暮らし、地域活動などの生活文化そのものにあります。しかし、地域住民にとっては当たり前となっているこれらの生活風景が観光資源であるという認識は、必ずしも十分に浸透しているとはいえません。

地域住民や観光関連事業者が地域の価値を再認識し、地域への愛着や誇りを持つことができるよう、地域資源や生活文化の魅力を共有し、市民が主体的に地域づくりへ参画する機会を創出していくことも、これからの観光まちづくりにおける重要なテーマとなっています。

なかでも、魅力的な景観を守り続けてきた「八幡堀を守る会」は、単なる清掃活動団体ではなく、八幡堀保存再生運動の理念を現在へ受け継ぐ象徴的な存在です。一方で、他の地域活動団体と同様に、担い手の高齢化や新たな参加者の確保が課題となっています。

そこで本市では、八幡堀を守る会の活動を起点として、市民団体、事業者、行政をつなぎ、市民主体の観光まちづくりを次世代へ継承する地域おこし協力隊を募集します。

協力隊には、八幡堀を守る会をはじめとした地域活動の継承支援に取り組むとともに、地域住民や観光関連事業者が地域の価値を再認識し、地域への愛着や誇りを育むことができるよう、情報発信やイベント、ワークショップ等を通じた活動（インナーブランディング）を推進していただくことを期待しています。

また、地域と行政の懸け橋となり、市民団体、事業者、行政が連携する仕組みづくりを進めることで、近江八幡らしい観光まちづくりを次世代へ継承していくことを目指しています。

★3年後の任期終了時に目指す姿（目標）

- ①「八幡堀を守る会」をはじめとした地域活動団体に新たな担い手が加わり、地域住民が主体となって地域活動を継続できる体制づくりが進んでいること。
- ②地域住民が生活文化や地域の魅力を観光資源として再認識し、地域づくりへ主体的に関わる人が増えていること。
- ③地域住民、事業者、行政が同じ方向を向いて、近江八幡らしい観光まちづくりを共に推進する仕組みが構築されていること。

2. 活動の内容

市民の生活文化及び地域活動を継承・発展させるため、「八幡堀を守る会」を中心に、市民の意識醸成及び参画促進に取り組んでいただきます。

(1)地域の魅力を住民が再認識し、地域への誇りや愛着を育む活動（インナーブランディング）の推進

地域住民にとっては当たり前となっている祭りや暮らし、地域活動等の生活風景が近江八幡市の観光資源となっています。

地域住民や観光関連事業者が地域の価値を再認識し、地域への愛着や誇りを持つことができるよう、八

幡堀をはじめとした地域の観光資源や生活文化の魅力を発信するとともに、市民参加型のイベントやワークショップなどを企画・実施し、市民が主体的に地域づくりへ参画する機会の創出に取り組んでいただきます。

(2)「八幡堀を守る会」の継続支援

八幡堀は、地域住民による保存活動により現在の景観が守られ近江八幡市を代表する観光資源となっています。しかし、その景観の維持・保全を行う「八幡堀を守る会」は、高齢化や担い手の不足により活動の継続が課題となっています。

協力隊には、会の活動に参加しながら現状や課題を整理し、会員募集や情報発信、地域住民や観光関連団体との連携などを通じて、新たな担い手の確保と持続可能な活動体制づくりに取り組んでいただきます。

(3)その他本人の適性や希望に応じた観光地域づくり活動

◆3年間の活動イメージ

	1年目	2年目	3年目
目標	・地域課題と魅力を整理する ・地域との信頼関係を構築する ・映像媒体を用いた新たな情報発信（VLOG、Instagram等々）の検討 ※未経験でも可。活動費で情報発信に関するセミナー等の受講が可能です。	・「八幡堀を守る会」に新たな担い手が加わっている ・地域住民が地域資源を認識し、地域イベントへの参加が見られる	・地域住民が自ら地域の魅力を発信するための伴走支援 ・協力隊がいなくても活動が継続できる仕組みを地域へ残す
地域との関係構築	・地域住民や事業者、市内地域おこし協力隊とのネットワークづくり ・地域行事やまちづくり活動への参加 ・地域の魅力や課題を把握する	・地域活動の参加者を増やすための仕組みづくり ・活動終了後の生活について考える	・任期終了後の定住、就業に向けた準備 ・3年間の取り込みを分析
インナーブランディング	・地域住民や観光関連事業者の地域資源や観光資源に対する意識を把握する ・祭りや暮らし、生活文化などの地域の魅力を整理する	・地域住民が地域の魅力を再認識し、発信する機会づくり ・市民参加型イベントやワークショップを実施する。 ・こども、若者向けプログラムの試行など	・市民または観光関連事業者が主体となったイベントやワークショップへ移行する（開催支援） ・地域住民が地域の魅力を継続的に共有する仕組みづくり
「八幡堀を守る会」の継続支援	・「八幡堀を守る会」の活動に参加する ・担い手不足の要因や活動継続に向けた課題を整理する	・新たな担い手の確保に向けた募集活動、情報発信を行う ・若い世代や移住者が活	・新たな担い手が継続して活動に参加する仕組み定着させる ・地域住民主体となり、

	・会員や関係者へのヒアリング (活動内容の更新や運営体制 について)	動に参加しやすい仕組みを 考え試行する	活動を継続する体制づ くりを支援する
--	--	------------------------	-----------------------

※協力隊の活動は様々です。こちらはあくまでイメージのため、都度相談しながら一緒に活動していきましょう。

■任期終了後のイメージ

近江八幡市では、地域おこし協力隊としての活動を通じて築いた地域住民や観光関連事業者とのつながり、経験を活かし、任期終了後も近江八幡市で活躍していただくことを期待しています。

具体的には、次のような進路を想定しています。

- ・地域活動や地域住民・行政をつなぐ地域コーディネーター
- ・協力隊活動を通じて関係を築いた観光関連事業者への就業
- ・地域資源を活用した事業の立ち上げや起業
- ・地域活動や観光まちづくりに関わる中間支援組織等での活動

本市は交通アクセスが良いため(JRで京都まで約30分、大阪まで約1時間)本市に定住し地域活動を継続しながら、都市圏へ就職することも可能です。

地域おこし協力隊としての3年間がゴールではなく、近江八幡市での新たな暮らしや仕事につながる期間となることを期待しています。

3. 活動場所

主に八幡堀周辺

<活動拠点>

自宅および市所管施設等

4. 募集人数

1名

5. 募集対象者

- (1) 三大都市圏(東京・名古屋・大阪)をはじめとする都市地域等に居住している(近江八幡市からの Uターンでも可)、または地域おこし協力隊であった方(同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内)で、隊員としての活動が決定した後、近江八幡市に住民票及び生活拠点を移動できる方

※近江八幡市への Uターンの方も歓迎

※地域要件については、総務省「地域おこし協力隊」ウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。

- (2) 心身ともに健康な状態で地域活動に意欲をもって積極的かつ誠実に活動できる方

- (3) パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント)の操作ができるかた。

- (4) 動画媒体等の SNS を活用した情報発信ができる方(※未経験でも可)

- (5) 地域の特性を尊重し、地域とのコミュニケーションが図られる方
- (6) 土日及び行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できる方
- (7) 活動終了後も近江八幡市に定住する意思のある方
- (8) 地域の声を丁寧に聞き取り、魅力を整理して伝えることが好きな方
- (9) 地域の人と一緒に活動し、関係性を築いていける方
- (10) 地域の人たちの取り組みを裏から支えることが好きな方
- (11) 地域に対して敬意をもって接することができる方
- (12) 心身ともに健康な状態で地域活動に意欲をもって積極的かつ誠実に活動できる方
- (13) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

6. 活動時間

- (1) 1日当たりの活動時間は、原則として7時間45分とします。(1か月当たり155時間)
- (2) 1か月当たりの活動日数は、原則として20日間とします。

上記は近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づく規定であり、具体的な活動方法は協議の上決定します。

※所定の活動時間を下回った場合は、その分の報償が減額となります。

7. 活動期間

1年間とします。ただし、初年度は委嘱した日から令和9年3月31日までとし、隊員と市の合意のもと、委嘱した日から起算して最長3年間まで期間を延長することができます。

委嘱日(活動開始日)については、令和8年11月1日を予定していますが、候補者との協議により決定します。

8. 任用形態

近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市長が委嘱しますが、近江八幡市と雇用契約及び雇用関係はありません。

9. 報償費・活動経費

9-1. 報償費

月額210,000円

※従事期間の実績により、期末手当(6月、12月)を支給します。

※支払時には、所得税を源泉して支払います。

※雇用形態がないことから、所得税の年末調整は実施しません。自ら税務署への確定申告が必要です。

※月途中で委嘱した場合は、日割り計算して支払います。

※近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき報償費の見直しを行う場合があります。

9-2. 活動経費

報償費とは別に市との契約に基づき、委嘱期間に応じて活動経費を支給します。

※近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき活動経費の見直しを行う場合があります。

※下記「10. その他、諸条件」(2)(3)を参照ください。

10. その他、諸条件

- (1) 活動期間中の国民健康保険料、介護保険料、国民年金などについては、隊員の自己負担となります。
- (2) 活動に要する経費(活動旅費、消耗品費、研修会参加費等)は、別途、市の予算の範囲内で、隊員が市と委託契約を締結し、その委託料の範囲で支出します。
- (3) 住居については民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約していただきますが、活動期間中の家賃は、31,000円を上限とし、上記(2)の委託料の中から支出することができます。また、住居に係る光熱水費、電話・インターネットなどの通信料、転居に係る費用、生活備品等は隊員の自己負担となります。
- (4) 活動に支障をきたさないことを条件に、兼業を認めることがあります。その場合は事前に市へ届け出て、許可を得る必要があります。
- (5) 活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。委嘱期間が終了した後も同様とします。
- (6) 活動期間中であっても次に定める場合は、委嘱を取り消すことがあります。
 - ① 自己の都合により解任を申し出たとき
 - ② 傷病、事故等により、活動が継続できなくなったとき
 - ③ 活動を怠ったとき
 - ④ 地域おこし協力隊の信用を傷つけ、または市の不名誉となる行為を行うなど、委嘱者としてふさわしくないと判断したとき

11. 募集期間

令和8年8月12日(水) 16:45迄(必着)

応募状況により、予告なく期間を延長することがあります。

12. 応募方法

下記「13. 提出書類」を、募集期間内に**必着**で、「18. 応募先・問合せ先」まで、郵送または電子メールにて送付してください。電子メールの場合は、写真や添付書類が読み取り可能なよう画質を確保し、PDFファイル形式で送付してください。また、電子メールの送信後には到着確認の連絡をしてください。

募集期間内に受領したものを有効として取り扱います。一度提出したものを差し替える場合も期間内に再提出してください。

13. 提出書類

次の(1)から(3)の書類を提出してください。なお、提出いただいた書類については、返却しません。

- (1) 近江八幡市地域おこし協力隊応募用紙
- (2) 活動提案書

様式は任意としますが、用紙サイズはA4判で2枚以内とします。

テーマは、「近江八幡市の地域資源を活用した観光振興」とし、志望動機を含めて記載してください。

- (3) 住民票の写し(本籍・続柄・マイナンバーを省略したもの)

※地域要件の確認に用います。

※地域おこし協力隊の経験者で、地域要件の特例の適用を受ける方については「2年以上続けて地域おこし協力隊として活動し、かつ解嘱から1年以内であることが確認できる書類(辞令の写し等)」も提出してください。

14. 選考方法

(1) 一次選考(書類選考)

提出書類により(応募資格、提出書類の形式審査)選考します。

結果については、令和8年8月中旬に応募者全員に文書で通知します。

(2) 二次選考(面接試験)

八幡堀近辺で地域の方とのフィールドワーク及び面接により選考します。

日程は、令和8年8月 26 日(水)午前 10 時～を予定しており、詳細は一次選考の結果をお知らせする際に通知します。

面接会場は、近江八幡市役所(滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地)を予定しており、面接に係る交通費等は自己負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

上記の選考により近江八幡市地域おこし協力隊の候補者を決定し、二次選考の日から概ね2週間以内に郵送または電子メールで通知します。

15. 近江八幡市及び協力隊への質疑応答

近江八幡市には、すでに3名の地域おこし協力隊が「観光まちづくり」に取り組んでいます。市に関することや、現在活動している地域おこし協力隊の活動内容、移住者目線の近江八幡の魅力等、市または隊員へご質問がある場合は観光政策課までメールにてお問合せください。

16. その他

市の概要や観光情報等については、市ホームページよりご確認ください。

URL:<https://www.city.omihachiman.lg.jp/index.html>



17. 応募先・問合せ先

募集に関する問い合わせは、電子メールでお願いします。

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 総合政策部観光政策課

電話:0748-36-5573(平日 9:00~16:45)

E-mail:010429@city.omihachiman.lg.jp